

# 総合評価落札方式のQ & A

1. 適用範囲	・	・	・	1
2. 評価値算出方法	・	・	・	1
3. 低価格入札への対応	・	・	・	1
4. 企業の施工能力				
(1) 工事施行成績	・	・	・	2
(2) 工事等優秀業者表彰	・	・	・	2
5. 配置予定技術者	・	・	・	3
6. 担い手育成・確保、地域の守り手確保	・	・	・	5
7. 地域経済活性化	・	・	・	7
8. その他	・	・	・	10

令和5年度(2023年度)版

北海道水産林務部

## 1. 適用範囲

Q 1-1：原則、A等級工事は全て総合評価方式のところを、水産林務部は予定価格2,500万円以上の工事としたのは？

A 1-1：水産林務部のA等級工事は件数が少なく、かつ、部局間によってバラツキが多いため、全道で総合評価方式を均等に実施して検証を行う必要があるため。

Q 1-2：施工計画審査タイプと施工実績審査タイプを区分する場合、「難易度」によらず工事施行成績評定基準の「工事特性」のうち、「構造物の特殊性への対応」に該当する工事としている理由は？

A 1-2：難易度については、国で活用している「工事技術的難易度評価」を参考に他部では判定しているが、水産林務部が所管する一般的な工事では技術的に大きな差異が見られないことから、A等級以上特定企業体運用基準対象額未満のうち、工事施行成績評定で「工事特性」の「構造物の特殊性への対応」に該当する工事について、施工計画審査タイプを適用することとします。

## 2. 評価値算出方法

Q 2-1：簡易型について「加算方式」に一元化した理由はなにか。

A 2-1：除算方式は価格が低いほど評価値が高く、結果的に価格による競争となる傾向が高くなり、加算方式は、価格評価点と技術評価点をそれぞれ独立して算出するため、技術力の評価が明確となります。より一層の工事の品質確保に向け、技術力の評価を高めるために加算方式へ一元化します。

Q 2-2：ガイドラインP 5 「価格評価点の算出」において、「総合評価競争入札結果一覧表」における価格評価点の桁数は小数第2位まで記載すると書いてありますが、小数第3位以下は切り捨てて計算されるのか。

A 2-2：「総合評価競争入札結果一覧表」の価格評価点の欄の都合上、記載するのは小数第2位まで記載することとしていますが、小数第3位以下で切り捨てはしません。評価値算出時の小数以下の桁数は順位が確定できるまでの桁数で計算を行います。

Q 2-3：ガイドラインP 5. 「価格評価点の算出」はどのように行うのか。

A 2-3：予定価格の範囲内であれば積算能力評価点として20点を付与し、さらに、予定価格と入札価格の比率により比例配分した点数を加えたものが評価点となります。

低入札価格調査基準価格以上予定価格以下で応札した者の価格評価点の最高点は、地域の裁量で変更可能となります。

## 3. 低価格入札への対応

Q 3-1：低入札価格調査基準価格を上回っていても、各経費のどれかが失格判断基準を下回った場合は？

A 3-1：あくまでも低入札価格調査基準価格を下回った場合に調査を行うものであり、低入札価格調査基準価格を上回った場合は調査の対象ではなく、失格判断基準は適用されません。

Q 3-2：値引きを行った場合はどのような扱いになるのか。

A 3-2：低入札価格調査では、値引きを含まない入札積算内訳書を提出いただき、その内容により判断します。（提出する入札積算内訳書には値引き欄の設定は認めてないことから、入札額に一致するよう値引き相当分は各経費に織り込んだ入札積算内訳書を提出して下さい）

## 4. 企業の施工能力

### (1) 工事実績

Q 4-1 : これまでのように工事実績の区分は毎年変わること。

A 4-1 : ガイドラインにおいて実績の評価基準を設定しているので、ガイドラインの改正時に区分の検討をすることとなります。

Q 4-2 : 過去2年間に工事を行っていない業者の実績の評価は、どのようになるのか。

A 4-2 : 過去2年間に工事実績が無い場合は、当面の措置として過去4年間の平均点で評価します。これによっても工事実績がない場合は、工事実績を65点とします。

Q 4-3 : 評価対象工事の「当該工事と同じ入札参加資格による工事」とは、水産土木、森林土木、舗装などの参加資格区分による工事成績と考えて良いか。

森林土木と舗装の乙型企業体を活用した場合は、どのように区分されるのか。

A 4-3 : 水産土木、森林土木、舗装などの参加資格区分による工事成績です。

森林土木と舗装の乙型企業体を活用した場合の実績は、森林土木の担当企業は森林土木の成績に、舗装の担当企業は舗装の成績になります。

Q 4-4 : ガイドラインP24. 評価対象期間の「前年度の12月31日までに完成し、その後引渡が完了した工事」とは、完成通知を受けた工事のことか。

A 4-4 : 完成し、その後引渡が完了した工事とは、完成通知書の完成日が12月31日付けの工事で、工事完成検査に合格した工事です。

例えば、

- ① 12月31日に完成し、1月4日に完成通知を受け、1月5日に工事完成検査で合格した場合は、評価対象となります。
- ② 12月31日に完成し、1月4日に完成通知を受け、1月5日に工事完成検査で不合格となった場合は、評価対象となりません。

Q 4-5 : ガイドラインP25. 減点項目の法令遵守（指名停止2ヶ月未満）により工事実績が減点されている工事は、1年経過したのち、次年度以降は減点しない点数として扱うこととしているが、水産林務部はどうなのか。

A 4-5 : ガイドラインの運用P5のとおり、水産林務部にあっては、工事実績が減点されている工事の取り扱いは、適用しません。

### (2) 工事等優秀業者表彰

Q 4-6 : ガイドラインP26. 入札参加者の申請に基づき年1回に限り、付加申請できることになっているが、水産林務部はどうなのか。

A 4-6 : ガイドラインの運用P5のとおり、水産林務部にあっては、過去5年間に受賞した場合に配点し、付加申請は適用しません。

## 5. 配置予定技術者

Q 5-1：優秀技術者等表彰をしていない事業所は配点（0、5点）を削除することとなるのか。

A 5-1：必要に応じて、企業の施工能力、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保及び満点（30点）の配点を増減することができますので、（総合）振興局で判断して下さい。

Q 5-2：（総合）振興局の判断として、優秀技術者等表彰を評価項目に加えなくても良いか。（表彰については初年度目であり、評価対象者が限定されているため。）

A 5-2：評価項目の設定については、（総合）振興局で判断して下さい。

Q 5-3：技術者表彰を受けた技術者が、JVの代表者でない構成員で、専任を要しない金額であった場合は、評価の対象となるのか。

A 5-3：申請者が技術者表彰を受けた主任技術者又は監理技術者を配置予定する場合、評価します。

Q 5-4：（総合）振興局の優秀技術者等表彰を受けた者がその時在籍していた会社から別の会社に変わった場合は、どの様な扱いとなるか。

A 5-4：配置予定する主任技術者又は監理技術者の表彰の実績を評価しますので、会社が変わった場合でも（3ヶ月を超える雇用関係にある者）評価します。

Q 5-5：技術評価項目申請書で求める配置予定技術者について、一人の主任（監理）技術者を複数の工事に申請することは可能か。

A 5-5：一人の主任（監理）技術者で複数の工事に申請する事は可能です。ただし、実際に配置された技術者の資格等の評価が下がった場合は、施行成績で最大5点のペナルティとなり、更に技術評価項目の不履行に該当し、技術評価項目において1点の減点（6ヶ月間）となります。

また、技術者の配置が出来なくなった場合は、指名停止等の処分となります。

Q 5-6：（総合）振興局の優秀技術者等表彰を受けた技術者を現場代理人として配置した場合、評価対象となるか。

A 5-6：配置予定する主任技術者又は監理技術者について評価しますので、現場代理人は評価対象としません。

Q 5-7：過去10年間の主任（監理）技術者等の配置経験の「等」とは何を指しているのか。

A 5-7：主任（監理）技術者等の等とは、現場代理人、現場技術員（コリンズに登録されている者に限る）のことです。

Q 5-8：配置予定技術者の申請に必要な書類はどのようなものか。

A 5-8：技術評価項目申請書の様式-5配置予定技術者調書（総合評価用）、資格を証する書面の写し、CPD受講証明書の写し、表彰状の写し、主任（監理）技術者等として配置されたことを証明できる資料です。

Q 5-9：配置予定技術者の配置経験は、当該工事で求めた工事工種としているが、工種が書面で確認できる場合に評価するということか。

A 5-9：当該工事で求めた工事工種の配置経験があるかを書面で確認し評価します。

Q 5-10：配置予定技術者の配置経験の同種工事は、どこの発注機関の工事でも対象となるのか。

A 5-10：配置予定技術者の配置経験は、当該公告で求めた工事工種としていますので、特定の発注機関の工事を求めていなければ、どこの発注機関の工事でも対象です。

Q 5-11：ガイドラインの運用P10、評価対象期間の「前年度の3月31日までの期間に引き渡しが完了した工事」とは、完成通知日で判断して良いか。

A 5-11：引き渡しが完了した工事とは、3月31日までに工事完成検査に合格した工事です。

**Q 5-12：経常建設共同企業体の場合の配置予定技術者の評価は、どのように行うのか。**

A 5-12：配置予定技術者の資格、継続教育、技術者等表彰、配置経験の各項目の最も高い評価値を合計したもので評価します。なお、構成員の配置予定技術者が特定できない場合は、各構成員の配置予定技術者の資格、継続教育、技術者等表彰、配置経験の各評価値の合計が最も低い者のうちの中で、合計が1番高い者を評価します。

**Q 5-13：配置技術者が交代した場合は、どのような扱いとなるのか。**

A 5-13：交代した配置技術者の評価の合計が、入札時の評価の合計より下がった場合にペナルティの対象となります。

なお、共同企業体の場合は、各構成員の資格、継続教育、技術者等表彰、配置経験の最も高い評価の合計でペナルティとなるか判断します。

**Q 5-14：ガイドラインの運用 P 8. 優秀技術者等表彰は、当該（総合）振興局のものだけを対象とするのか。**

A 5-14：当該（総合）振興局優秀技術者等表彰を評価対象とします。

**Q 5-15：配置予定技術者は、専任か。**

A 5-15：配置予定技術者の専任配置及び兼任配置が認められる場合の評価の扱いについては、建設業法上専任を必要とする場合及び兼任配置が認められる場合の扱いと同様となります。

建設業法上専任配置が必要な工事の場合は、申請のあった配置予定技術者は、専任配置されるものとして評価し、兼任配置が認められると認定できる場合は、他の工事と兼任する技術者の配置についても評価いたします。

なお、主任技術者は4千万円以上の工事において専任配置が、建設業法で規定されています。

**Q 5-16：優秀技術者等表彰の受賞歴を持つ者が、刑事事件に関与し処分されても評価するのか。**

A 5-16：次に該当する者は、評価の対象としません。

- ①刑事事件に関与して、現に起訴されている者
- ②禁固刑以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者
- ③罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者
- ④執行猶予つきの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者

## 6. 担い手育成・確保、地域の守り手確保

Q 6-1：ガイドラインの運用P10～21に示されている「担い手の育成・確保及び地域の守り手確保における地域での選択項目は地域の実情等に応じて、（総合）振興局が2項目以上の指定項目及び配点を設定し、評価するとあるが、北海道のガイドラインのように合計点の範囲内で各項目の配点を決定することができるのか。

A 6-1：ガイドラインの運用で示す評価点は参考値ですので、（総合）振興局において決定して下さい。また、各項目を適宜選択することも、必要な項目を設定することもできます。また、必要に応じて増減することもできます。

Q 6-2：技術者の追加配置は、専任か。

A 6-2：配置予定技術者の専任配置及び兼任配置が認められる場合の評価の扱いについては、建設業法上専任を必要とする場合及び兼任配置が認められる場合の扱いと同様となります。

Q 6-3：地域での選択項目において、発注者が設定した項目数以上申請者が提案してきた場合は、どのように評価するのか。

A 6-3：申請者が設定した項目数以上提案した場合は、評価値の高い項目から選択し評価します。ただし、最後の評価値において「地域企業の活用」と「他の項目」が同じ評価値であった場合は、「地域企業の活用」を優先し採用します。

Q 6-4：地域での選択項目において、申請する場合、実績内容が分かる資料を添付しなければいけないか。

A 6-4：令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加審査時において、申請の有無にかかわらず、添付する必要があります。

Q 6-5：総合評価審査委員会及び総合評価検討会で、担い手の育成確保等の評価基準が過去5年間実績を、よりきめ細やかに評価するため、過去5年間に数回の実績を追加する提案を受けたので、総合振興局独自に評価基準の区分を設定して良いか。

A 6-5：（総合）振興局独自に評価基準を設定する事は構いません。

Q 6-6：災害時の協力等の協定への参加状況とは、例えば防災訓練等の参加などをいうのか、他の（総合）振興局との協定も対象とする場合は何か証明書が必要か。

A 6-6：（総合）振興局との災害時の協力等の協定へ参加していることが確認できれば評価します。災訓練等の参加は問いません。

協定書(写)及び災害時の当該企業の役割分担を実施体制編成表等で確認します。

Q 6-7：「森林と水産業・漁村の多面的機能を維持増進する活動」の評価対象とする活動に「協定に基づく森林パトロール」とあるが、協定に基づかない自発的な森林パトロールは評価対象となるのか。

A 6-7：協定に基づく森林パトロールは、有事の際の組織的な実施体制に裏打ちされた、平時のパトロール活動であることから、森林パトロールは協定に基づく活動のみを評価の対象とします。

Q 6-8：「災害時の協力等」において各支庁と協定締結で評価され、「森林と水産業・漁村の多面的機能を維持増進する活動」において、協定に基づく森林パトロールが評価となるが、1社で両方評価されることとなるのか。

A 6-8：お見込みのとおり。

Q 6-9：「森林と水産業・漁村の多面的機能を維持増進する活動」の評価対象とする活動に、森林土木工事の入札であっても「海難救助・捜索活動」「海岸漂着木の除去作業」も評価の対象とするのか。

A 6-9：各振興局の判断に委ねますが、水産土木・森林土木に関連の深い活動をより高く評価するとの趣旨です。

森と海は密接に関連しているとも言われていることから、水産・森林土木の分野を問わず、水産林務部が所管する事業に貢献して頂いた企業を高く評価する方法も可能と考えます。

Q 6-10：環境対策の認定制度等において、北海道グリーン・ビズ認定制度のレベル1でも評価されるのですか。

A 6-10：認定を受けていれば全て評価します。

Q 6-11：労働安全衛生活動の、労働安全コンサルタント等を活用して認定・認証取得に向けた継続的な活動とは、どのような活動をいうのか。

A 6-11：建設業労働安全衛生マネジメントシステム・労働安全衛生マネジメントシステムの取得に向けて、労働安全コンサルタント等を活用し、規格要求事項の理解、労働安全衛生目標及び実施計画、危険源の特定、内部監査員研修などマネジメントシステム構築の教育訓練などの継続した学習会や講習会をいいます。

Q 6-12：労働安全衛生活動の、労働安全コンサルタント等を活用して認定・認証取得に向けた継続的な活動は1回でも活動していれば評価されるか。

A 6-12：建設業労働安全衛生マネジメントシステム・労働安全衛生マネジメントシステムの取得に向けた活動を対象としているので活動回数の規定は特にありませんが、マネジメントシステムを取得することが目的の活動ですので、取得スケジュールなどが明確となっている活動の一部であれば、評価対象となります。

Q 6-13：自社の労働安全コンサルタント試験の有資格者の社員による、認定・認証取得に向けた継続的な活動は、評価されるか。

A 6-13：労働安全コンサルタント試験を有する者を活用して構いませんが、取得のスケジュールなどが明確で労働安全コンサルタントの場合と同程度のカリキュラムや活動内容でなければなりません。

Q 6-14：地域企業の活用（適用2）では、一次下請5百万円以上を評価することとなっているが、1社で5百万円以上か、複数社の累計で5百万円以上か。また、履行が確認できない場合のペナルティは施行成績の5点減点で良いでしょうか。

A 6-14：1次下請5百万円以上を評価することとしているので、複数社で5百万円以上の場合も該当します。

また、履行が確認出来ない場合は施行成績で5点減点となり、更に技術評価項目の不履行に該当し、技術提案において1点の減点（6ヶ月間）です。

Q 6-15：設計変更で減額となり、当初計画していた地域内企業に係る一次下請金額が5百万円に至らなかった場合は、ペナルティの対象となるのか。

A 6-15：当初計画していた地域内企業に係る一次下請内容が減額となっている場合は、ペナルティとしません。

Q 6-16：地域の下請活用計画で、工事場所と同じ市町村での計画が3百万円、工事箇所に隣接する市町村での計画が1百万円、それ以外の総合振興局管内での計画が2百万円であった場合は、どのように評価するのか。

A 6-16：設定した地域内に主たる営業所がある企業を一次下請5百万円以上活用する場合評価しますので、この場合、工事場所と同じ市町村と隣接市町村の合計額が5百万円に満たないので、（総合）振興局管内の区分で評価します。

Q 6-17：「円滑な事業執行への貢献度の評価」において、各（総合）振興局で獲得したポイントは、全道の（総合）振興局で適用されるか。

A 6-17：地域独自設定項目である「円滑な事業執行への貢献度の評価」において、評価の対象となるポイントは該当（総合）振興局で獲得したポイントのみで、他の（総合）振興局で獲得したポイントは評価の対象となりません。また、水産土木と森林土木は別評価とします。

Q 6-18：共同企業体で、「円滑な事業執行への貢献度の評価」の重点工事を受注し完成させた場合、すべての構成員が指定したポイントを獲得できるか。

A 6-18：「円滑な事業執行への貢献度の評価」における各（総合）振興局重点工事を共同企業体で受注し完成させた場合、すべての構成員が指定したポイントを獲得できます。

## 7. 地域経済活性化

Q 7-1：地域経済活性化評価は、当該工事で調達する計画を評価するということか。

A 7-1：当該工事で、工事箇所と同じ市町村管内から調達する計画の度合いを評価することです。

Q 7-2：地域経済活性化評価で履行されなかった場合はペナルティに該当するのか。

また、工事完成後履行確認する旨を特記仕様書などで明示しなくて良いか。

A 7-2：履行が確認出来ない場合は施行成績で5点減点となり、更に技術提案の不履行に該当し、技術提案において1点の減点（6ヶ月間）です。

また、特記仕様書に工事完成後支出証拠書類により履行確認する事を明示して下さい。

Q 7-3：地域経済活性化率を8%で申請したが最終実績が6%と率が下がった場合でもペナルティとなるのか。

A 7-3：地域経済活性化率の評価が下がらない範囲内の変動であるので、ペナルティに該当しません。

Q 7-4：ガイドラインの運用P18の別表2にある地域経済活性化率算出式は工事予定入札額となっており、地域経済活性化評価（実績）調書の算出式では最終請負金額と違っているが、どのような意味なのか。

A 7-4：工事予定入札額とは、申請者が技術評価項目申請書提出時点で積算した価格で、地域経済活性化評価（実績）調書は履行確認のため最終請負金額としています。

Q 7-5：建設機械のリースや工事資材を手配する会社は、工事箇所の市町村にある主たる営業所又は本店でなければならないのか。

A 7-5：手配先の会社が工事箇所の市町村に店舗を構え、代金の受け渡しが出来て領収書の発行できるところであれば、主たる営業所等でなくても構いません。

Q 7-6：設計変更で当初計画していた地域経済活性化評価が達成出来ない場合、ペナルティが科せられるのか。

A 7-6：資材の調達予定内訳などにより達成度合いを確認し、評価が下がった場合ペナルティに該当します。なお、受注者の責によらない場合はペナルティに該当しません。

### 【増額の設計変更の場合】

増額の設計変更の場合は、当初想定した金額以上が調達されていれば履行されたと判断します。

計画時の地域経済活性化率×当初請負金額= 当初調達予定金額≤ 最終支払金額

#### 【例】

当初請負金額	108,000,000 円
最終請負金額	117,000,000 円
計画時の地域経済活性化率	10%
最終支払金額	11,000,000 円 ( $10,000,000 + 1,000,000$ )
当初調達予定金額	$108,000,000 \times 10\% = 10,800,000$ 円
履行の確認	10,800,000 円 < 11,000,000 円 ··· ··· OK

#### 最終支払金額

#### ②工事資材費

品 目	規 格・寸 法	数 量	単 位	金 額
合成樹脂管	φ60～φ120	30,000	m	9,000,000
木材チップ		270	m <sup>3</sup>	1,000,000
計 (円)				10,000,000

#### ③現場労務者及び現場従業員に係る費用

品 目	金 額
飲料水代	330,000
食事代	670,000
計 (円)	1,000,000

### 【減額の設計変更の場合】

計画時に資材調達を予定した品目が減額設計変更された場合は、その資材は全て調達されたものと見なし、最終支払金額と最終請負金額に減額された資材費相当分の設計金額を加え、地域経済活性化率が計画時の地域資材活用率を上回っていれば履行されたと判断します。

#### 【例】

当初請負金額	108,000,000 円
最終請負金額	90,000,000 円
計画時の地域経済活性化率	10%
減額対象金額	3,800,000 円 (900,000+1,100,000+1,800,000)
最終支払金額	8,000,000 円
履行の確認	(8,000,000+3,800,000) / (90,000,000 + 3,800,000) = 12.6% 10% < 12.6% . . . OK

当初設計額（工事発注時）					設計変更後設計額			設計額
品 目	規格 寸法	数 量	单 位	金 額	数 量	单 位	金 額	増減額
合成樹脂管	φ 60	30,000	m	5,100,000	25,000	m	4,200,000	△ 900,000
合成樹脂管	φ 150	10,000	m	2,200,000	5,000	m	1,100,000	△ 1,100,000
木材チップ		2,000	m³	7,400,000	1,500	m³	5,600,000	△ 1,800,000
Vトラフ	300	3,000	本	7,500,000	2,000	本	5,000,000	△ 2,500,000
コンクリート管	φ 450	300	本	1,200,000	200	本	800,000	△ 400,000
計 (円)				23,400,000			16,700,000	△ 6,700,000

計画時の資材調達（施工計画書提出時）					最終支払い額			支払額
品 目	規格 寸法	数 量	单 位	金 額	数 量	单 位	金 額	増減額
合成樹脂管	φ 60	30,000	m	5,100,000	25,000	m	3,700,000	△ 1,400,000
合成樹脂管	φ 150	10,000	m	2,200,000	5,000	m	900,000	△ 1,300,000
木材チップ		950	m³	3,500,000	1,500	m³	2,600,000	△ 900,000
コンクリート管	φ 450				200	本	800,000	800,000
計 (円)				10,800,000			8,000,000	△ 2,800,000

## 8. その他

Q 8-1：ガイドラインの運用の表E（標準評価項目）の中で、配点しない項目分の点数を、他の項目に加算出来るか。（例：配置予定技術者のうち現場技術者表彰を設定せず、この分を過去15年間の配置経験に加算する。）

A 8-1：加算できます。（総合）振興局は必要に応じて、企業の施工能力、配置予定技術者、担い手育成・確保、地域の守り手確保の配点を増減することができます。

Q 8-2：契約不適合による減点について、全道の実績を水産林務部総務課で取りまとめて頂きたい。

A 8-2：各（総合）振興局から報告を受けた重要な契約不適合に伴う修補（損害賠償）及び総合評価落札方式技術提案不履行報告書（様式-9）を総務課管理係で取りまとめ、各（総合）振興局へ通知します。

Q 8-3：契約不適合に伴う修補とは、契約不適合請求による修補か、自発的な修補も含むのか。

A 8-3：契約不適合に伴う修補は、本体に重要な影響を与える修補請求又は修補及び損害賠償請求を行った場合で、自発的な修補は含みません。

Q 8-4：技術評価項目申請の不履行とは、どうようなものか。

A 8-4：簡易な施工計画、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保、地域選択項目（履行確認が必要となる場合）において、評価が下がり施行成績が減点となった場合、不履行となります。

Q 8-5：公告では技術評価項目申請書の再提出は認めない（入札書と同格の取扱い？）こととされているが、提出された技術評価項目申請書に書類の添付漏れ、誤記載等の不備が発見された場合、どこまで確認する必要があるか、あるいは機械的に不採用とするのか、客観的評価のため何らかの取扱い（全道基準）を定めるべきではないか？

A 8-5：技術評価項目申請書は入札書と同格の取扱いですので再提出は認められません。ただし、評価点に影響がなく客観的に判断しても明らかな誤記載については、入札執行者とも協議して判断して下さい。

Q 8-6：技術評価項目（計画）不履行の場合の工事施行成績減点は、どのようにするのか。

A 8-6：技術評価項目1項目当たり一律5点です。

Q 8-7：ガイドラインの運用の様式-9（契約不適合及び技術提案不履行報告書）は提出するのか。

A 8-7：全道（総合）振興局において減点対象となりますので、水産林務部総務課管理係へ報告書を提出してください。